

地方自治法施行60周年記念貨幣のデザイン等に関する検討会設置要綱

(目的)

第1条 地方自治法施行60周年記念貨幣及び記念切手のデザイン等について、高知県としての要望を検討するために、「地方自治法施行60周年記念貨幣のデザイン等に関する検討会(以下「検討会」という。)」を設置する。

(検討の内容)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため次に掲げる内容について検討を行う。

- (1) 地方自治法施行60周年記念貨幣のモチーフ及びデザインの選定に関すること
- (2) ふるさと切手「地方自治法施行60周年記念シリーズ」の素材の選定に関すること
- (3) その他、前項の趣旨に沿うために必要なこと

(構成員)

第3条 検討会は、別表のとおり高知県副知事及び知事の指名する委員10名以内をもって構成し、その他必要な助言を行う者をオブザーバとして参加させることができる。

- 2 委員の委嘱期間は平成21年5月21日から平成22年3月31日までとする。
- 3 会長は、委員のうち、知事の指名する者をもってあてる。
- 4 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

(会議)

第4条 検討会は、会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第5条 検討会に関する事務は、総務部分権広域行政課で行う。

(委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は会長が別に定める。

付則

この要綱は平成21年4月28日から施行する。